

5年保存

基発第0130002号

平成19年1月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関への協力要請について

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づく未払賃金立替払制度の運営に当たっては、認定申請のあった事業の取引先金融機関から当該事業の代表者や個人事業主が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報の提供が必要であるところ、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）の施行後において情報の提供が受けられない場合が散見されることから、今般、当該金融機関が行う情報の提供と個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法との関係を整理した上で、別添1の金融関係団体等に対して、別添2のとおり情報の提供に関する協力要請を行ったので、今後、別添3の照会文書及び回答文書の例を参考にするなどして、賃金支払能力の有無等に関する調査の実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本件の協力要請を行うに当たっては、金融関係団体等の監督官庁にそれぞれ了解を得ていることを念のため申し添える。

1 預貯金及び融資・貸付関係

〔金融庁（監督局）主管〕

- ・ 全国銀行協会
- ・ (社) 全国地方銀行協会
- ・ (社) 第二地方銀行協会
- ・ (社) 全国信用金庫協会
- ・ (社) 全国信用組合中央協会
- ・ (社) 信託協会

〔金融庁（監督局）・農林水産省（経営局）共管〕

- ・ 農林中央金庫

〔農林水産省（経営局）主管〕

- ・ 全国農業協同組合中央会
- ・ 全国漁業協同組合連合会

〔金融庁（監督局）・厚生労働省（当局勤労者生活部）共管〕

- ・ (社) 全国労働金庫協会

〔財務省（大臣官房政策金融課）・中小企業庁（事業環境部金融課）共管〕

- ・ 商工組合中央金庫（※1）

2 融資・貸付関係

〔財務省（大臣官房政策金融課）・中小企業庁（事業環境部金融課）共管〕

- ・ 中小企業金融公庫（※1）

〔財務省（大臣官房政策金融課）・厚生労働省（健康局）共管〕

- ・ 国民生活金融公庫（※1）

3 求償関係（信用保証制度に基づく信用保証協会の代位弁済後における事業主からの返済状況）（※2）

〔金融庁（監督局）・中小企業庁（事業環境部金融課）共管〕

- ・ (社) 全国信用保証協会連合会

(※1) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫については、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)の別表(第二条関係)に掲げる法人であるため、同法の適用となる。

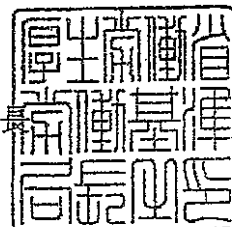
(※2) 信用保証制度における融資・返済状況についても、基本的に取引先金融機関への照会のみで明らかとなるが、信用保証協会の代位弁済後については、求償権が金融機関から信用保証協会に移転するため、求償状況(代位弁済後の事業主からの返済状況)に関する調査が必要な場合は、当該信用保証協会に照会等を行うこととなる。



基発第 0130001 号  
平成19年1月30日

全国銀行協会  
会長 畔柳 信雄 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体加盟の金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、加盟金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

(別紙)

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

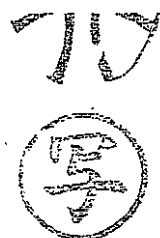
倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

○協力要請文書の別紙の省略等について

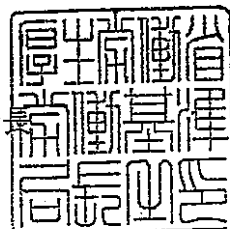
- ※ 全国銀行協会のほか、(社)全国地方銀行協会、(社)第二地方銀行協会、(社)全国信用金庫協会、(社)全国信用組合中央協会、(社)信託協会、農林中央金庫、全国農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会、(社)全国労働金庫協会についても、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の適用となるため、以下、当該金融関係団体等への協力要請文書の別紙について省略した。
  
- ※ 商工組合中央金庫については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の適用となるため、以下、当該金庫への協力要請文書の別紙について添付した。
  
- ※ 中小企業金融公庫、国民生活金融公庫については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の適用となるものの、情報提供の内容が融資状況及び残債状況等に関するものであるため、以下、当該公庫への協力要請文書の別紙について添付した。
  
- ※ (社)全国信用保証協会連合会については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の適用となるものの、情報提供の内容が求償状況(信用保証協会の代位弁済後における事業主からの返済状況)に関するものであるため、以下、当該団体への協力要請文書の別紙について添付した。



基発第 0130001 号  
平成19年1月30日

社団法人 全国地方銀行協会  
会長 瀬谷 俊雄 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体加盟の金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、加盟金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

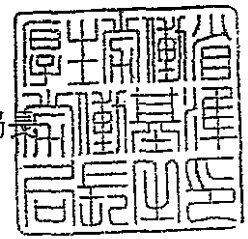
つ



基発第 0130001 号  
平成19年1月30日

社団法人 第二地方銀行協会  
会長 鏡味 徳房 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力をお願いについて

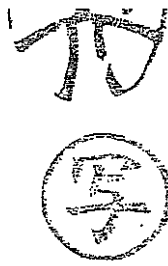
貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体加盟の金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、加盟金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。



基発第 0130001 号

平成19年1月30日

社団法人 全国信用金庫協会  
会長 大前 孝治 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願いについて

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

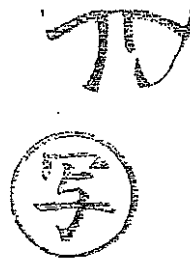
さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体加盟の金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、加盟金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

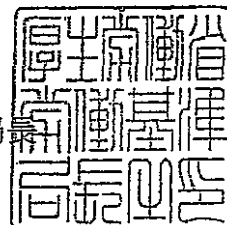




基発第 0130001 号  
平成19年1月30日

社団法人 全国信用組合中央協会  
会長 網代 良太郎 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

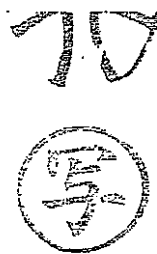
貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体加盟の金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、加盟金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

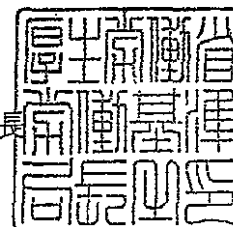
なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。



基発第 0130001 号  
平成19年1月30日

社団法人 信託協会  
会長 森田 豊 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体加盟の金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、加盟金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。



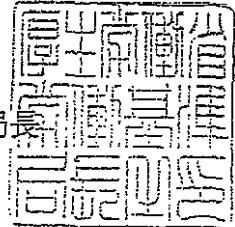
基発第 0130001 号

平成19年1月30日

農林中央金庫

理事長 上野 博史 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴金庫におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴金庫及び傘下系統金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預貯金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預貯金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預貯金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預貯金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、貴金庫及び傘下系統金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、農林水産省経営局、水産庁漁政部及び金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

77

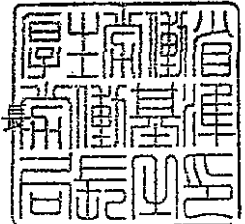


基発第 0130001 号

平成19年1月30日

全国農業協同組合中央会  
会長 宮田 勇 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

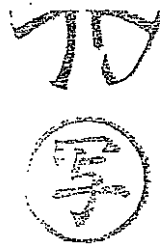
貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

傘下農協系統金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預貯金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預貯金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預貯金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預貯金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、傘下農協系統金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、農林水産省経営局の了解を得ていることを念のため申し添えます。



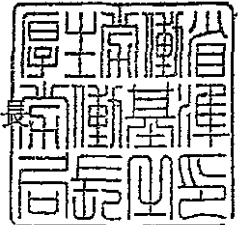
基発第 0130001 号

平成19年1月30日

全国漁業協同組合連合会

代表理事長 植村 正治 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願いについて

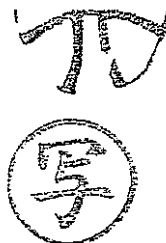
貴会におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

傘下漁協系統金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預貯金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預貯金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預貯金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預貯金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、傘下漁協系統金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

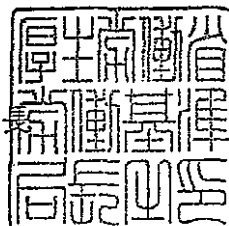
なお、本件の要請を行うに当たりましては、水産庁漁政部の了解を得ていることを念のため申し添えます。



基発第 0130001 号  
平成19年1月30日

社団法人 全国労働金庫協会  
理事長 岡田 康彦 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体の会員労働金庫におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、会員労働金庫あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局にも了解を得ていることを念のため申し添えます。

つ

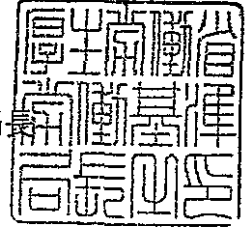


基発第 0130001 号

平成19年1月30日

商工組合中央金庫  
理事長 江崎 格 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴金庫におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴金庫におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、財務省大臣官房政策金融課及び中小企業庁事業環境部金融課の了解を得ていることを念のため申し添えます。

(別紙)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第9条において、独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第2項第3号では、行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときについては行政機関に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金が未払となっている労働者の救済に関し、賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 賃金が未払のまま倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者に関する情報の提供については、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものではないこと

から、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第3号に定める場合に該当すると解され、独立行政法人等個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。



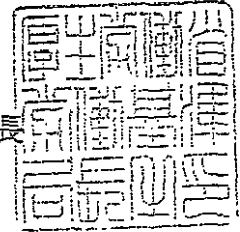


基発第 0130001 号

平成19年1月30日

中小企業金融公庫  
総裁 安居 祥策 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴公庫におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴公庫におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主の融資状況やその残債状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主の融資状況や残債状況等に関する情報を提供いただくことについて、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、財務省大臣官房政策金融課及び中小企業庁事業環境部金融課の了解を得ていることを念のため申し添えます。

(別紙)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第9条において、独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第2項第3号では、行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときについては行政機関に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主の融資状況や残債状況等に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金が未払となっている労働者の救済に関し、賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 賃金が未払のまま倒産した会社の代表者や個人事業主に関する情報の提供については、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものではないこと

から、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第3号に定める場合に該当すると解され、独立行政法人等個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

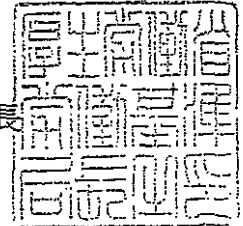


基発第 0130001 号

平成19年1月30日

国民生活金融公庫  
総裁 薄井 信明 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴公庫におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴公庫におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主の融資状況やその残債状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主の融資状況や残債状況等に関する情報を提供いただくことについて、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、財務省大臣官房政策金融課及び当省健康局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

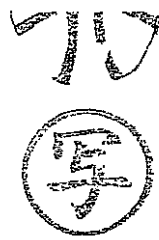
(別紙)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第9条において、独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供してはならない旨規定されていますが、その例外として、同条第2項第3号では、行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときについては行政機関に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主の融資状況や残債状況等に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金が未払となっている労働者の救済に関し、賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 賃金が未払のまま倒産した会社の代表者や個人事業主に関する情報の提供については、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものではないこと

から、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第3号に定める場合に該当すると解され、独立行政法人等個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

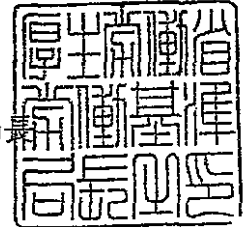


基発第 0130001 号

平成19年1月30日

社団法人 全国信用保証協会連合会  
会長 瀬田 悌三郎 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための御協力のお願について

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体の会員である全国の信用保証協会におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主への求償状況に関する調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、信用保証協会から倒産した会社の代表者や個人事業主への求償状況に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、全国の信用保証協会あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局及び中小企業庁事業環境部金融課の了解を得ていることを念のため申し添えます。

(別紙)

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主への求償状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、信用保証協会による情報提供が制限されることはないものと考えております。

## 照会文書参考例(任意様式)

〇〇基署発第〇〇号  
平成〇年〇月〇日

〇〇銀行〇〇支店長 殿

〇〇労働基準監督署長 函

## 株式会社〇〇〇〇に係る取引状況等について(照会)

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第7条に基づく未払賃金の立替払事業の運用上必要がありますので、下記事業場に係る照会事項について、御回答いただきたく照会いたします。

## 記

## 1 事業場

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇  
名称 株式会社〇〇〇〇  
代表者職氏名 代表取締役 〇〇〇〇

## 2 照会事項

(1) 取引開始年月日

(2) 預金の有無

有る場合は、平成〇年〇月〇日から現在までの取引明細及び預金残高  
(当座、普通、定期その他あらゆる預金について御回答ください。)

(3) 貸付の有無

有る場合は、その金額、現在の貸付残高  
(不動産等に対する担保の設定状況等についても御回答ください。)

## 3 その他

上記2の照会事項については、代表者個人名義のものについても御回答ください。

(取扱者)

〇〇労働基準監督署

第〇方面労働基準監督官 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※なお、この照会文書及び回答文書の参考例については、各金融関係団体等((社)全国信用保証協会連合会を除く。)に対しても配布済である。

# 回答文書参考例(任意様式)

平成〇年〇月〇日

〇〇労働基準監督署長 殿

名 称 〇〇銀行〇〇支店  
代表者職氏名 支店長 〇〇〇〇

## 株式会社〇〇〇〇に係る取引状況等について (回答)

平成〇年〇月〇日付けで照会のありました事項について、下記のとおり回答します。

### 記

1 事業場所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇  
名称 株式会社〇〇〇〇  
代表者職氏名 代表取締役 〇〇〇〇

### 2 回答事項

(1) 取引開始年月日 平成〇年〇月〇日

(2) 預金の有無  有 ・ 無

預金の種類 (当座・普通・定期等)	当座預金	普通預金	
口座名義人(会社、個人の別)	(株)〇〇〇〇	代表者 〇〇〇〇	
預金残高	金〇〇〇円 (〇月〇日現在)	金〇〇円 (〇月〇日現在)	
第三債権者等による差押え 等の有無(有る場合、その額)	無	無	

平成〇年〇月〇日からの取引明細は別添のとおり。

(3) 貸付の有無  有 ・ 無

借受人(会社、個人の別)	(株)〇〇〇〇	代表者 〇〇〇〇	
貸付の種類及び額	事業資金融資 金〇〇〇万円	無担保融資 金〇〇万円	
貸付残高	金〇〇〇万円 (〇月〇日現在)	金〇〇万円 (〇月〇日現在)	
借受人からの最終返済日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	
借受人への 担保の設定 状況	物件の種類	<input checked="" type="radio"/> 土地 ・ <input checked="" type="radio"/> 建物	土地 ・ 建物
	所在地 (地番等)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇 (〇〇番〇 他〇筆、家屋番号 〇〇番〇)	
	その他参考と なる事項	3カ月内の処分見込み無し	

担当者職氏名 [〇〇〇〇] 電話 [〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇]



(参考) 関係法令

○賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年5月27日法律第34号)

(未払賃金の立替払)

第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。)の事業主(厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。)が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定による被保険者である労働者を除く。)で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金(支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。)があるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者(厚生労働省令で定める者にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。)の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。

○個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2~5 (略)

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第59号)

(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 （略）

### ○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一・二 （略）

三 国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四～六 （略）

2～5 （略）

### ○国家行政組織法（昭和23年7月10日法律第120号）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4 （略）

### ○厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働省を設置する。

2 厚生労働省の長は、厚生労働大臣とする。

（都道府県労働局）

第二十一条 都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第

百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。

- 2 都道府県労働局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 3 都道府県労働局の内部組織は、厚生労働省令で定める。

(労働基準監督署)

第二十二条 都道府県労働局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、労働基準監督署を置く。

- 2 労働基準監督署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。